

山口県公安委員会告示第五―三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行った。

平成三十一年三月六日

山口県公安委員会

検定番号	型 式 の 概 要			申 請 者			検定の有効期間
	遊技機の種類	型 式 名	製造業者名	氏名又は名称	住 所	法人にあっては、その代表者の氏名	
五〇	ぱちんこ遊技機	Pゾンビリーバボー〜絶叫〜S3・T1	株式会社ニューギン	株式会社ニューギン	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	新井悠司	告示の日（平成三十一年三月六日）から三年間
五一	〃	Pゾンビリーバボー〜絶叫〜S4・T6	〃	〃	〃	〃	〃
五二	〃	Pゾンビリーバボー〜絶叫〜S5・T1	〃	〃	〃	〃	〃
五三	〃	PA女子ガジャイアントYF	豊丸産業株式会社	豊丸産業株式会社	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目一二番地	永野光容	〃
五四	〃	P華牌R Y2C	〃	〃	〃	〃	〃
五五	〃	PぱちんこGANTZ2RM6	株式会社オツケー	株式会社オツケー	愛知県名古屋市中村区中砂町一四五番地	山田道幸	〃

